



## ■ 矯正施設所在自治体会議地域部会(関東甲信越)が開かれました

令和2年1月20日(月) 12時～15時半  
法務省矯正研修所にて開催され、その様子はメディアでも報道されました。

### プログラム

ランチミーティング  
東日本少年矯正医療・教育  
センター視察  
意見交換会

参加自治体  
**12**団体

### 矯正施設所在自治体会議地域部会とは？

矯正施設所在自治体会議は、矯正施設が所在する自治体の首長を会員として、再犯防止施策や矯正施設の人的物的資源を活用した地方創生等の取組などの情報交換等を目的として昨年6月に発足し、現在全国92の自治体が参加しています。(こけこっこー通信No.3参照)  
同会議はブロックごとに地域部会を開催することとしています。

ランチミーティングでは被収容者の食事を再現した弁当を喫食しました。意見交換会では、出席者が各自治体の具体的な取組を発表し、質疑応答が行われました。その後、東京西法務少年支援センターによる地域援助業務の一環で、法務教官と法務技官が連携先の高校へ往訪し、生徒との個別面談や生徒相談委員会への参加を通じて、生徒の学校への適応を支援する取組が紹介されました。

### 会員自治体の取組説明より

- 先日の台風19号の際、市として初めて避難勧告を出す事態となったが、協定書に基づき矯正施設に避難所を開設してもらい、ホスピタリティをもって受け入れていただいた。
- はじめは何をしていいか手探りの状態だったが、地方再犯防止推進計画を策定できることとなり感無量。



昭島市長の挨拶と地方自治体の取組説明

## ■ 矯正施設への避難が話題に

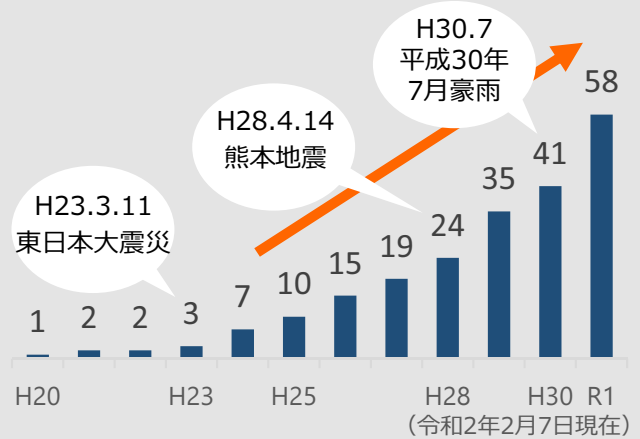
昨年、台風や集中豪雨等、度重なる災害が日本列島を襲いました。被災された皆様にお見舞い申し上げます。  
台風15号・19号の際、自治体と矯正施設の防災に関する連携がマスメディアで取り上げられ、特に、矯正施設に住民の方が避難した状況は注目を集めました。それぞれの矯正施設では、地域と共に支え合うためにこうした取組の充実を図っています。

### 東京矯正管区管内矯正施設の対応状況等

取組内容	連携先	実施結果
避難所開設	・東日本成人矯正医療センター ・東京拘置所 ・府中刑務所 ・駿府学園	延べ <b>145</b> 名が避難所を利用
矯正職員を自治体に派遣	・長野県須坂市(ごみ処理等) ・茨城県水戸市(〃) ・神奈川県川崎市(ボランティア受付窓口応援等)	延べ <b>278</b> 名を派遣

その他	取組内容	実施結果
・八街少年院	自主的に近隣住民の方に休憩室の開放、給水、携帯電話の充電などの対応をしました。	
・府中刑務所 ・茨城農芸学院	今後に向けて住民の皆様や地元自治体からもご参加いただく総合防災訓練を実施しています。	

### 協定締結等施設数(全国・刑事施設)



防災協定の主な内容は、武道場等を「避難場所」として提供することです。また、去る2月19日には狛江市と愛光女子学園が災害時に同園の一部を**福祉避難所**として使用する協定を結んでいます。



職員の派遣状況

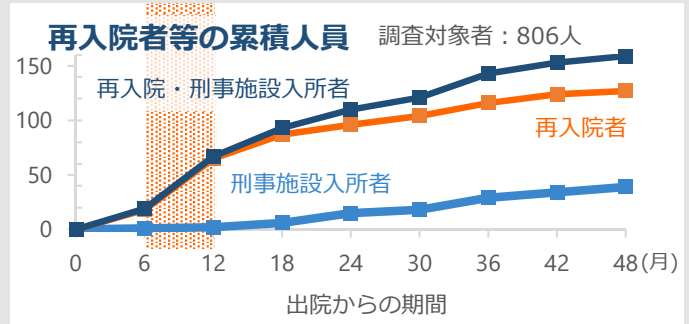


避難所開設状況(東京拘置所)



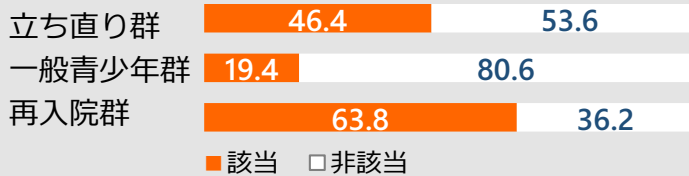
## ■ 青少年の立ち直りに関する研究

平成25年1月～3月に全国の少年院を出院した者を出院後約4年間にわたって追跡し、少年院に再入院していないことを立ち直りの一つの指標として調査が行われました。その結果、調査対象者のうち**19.7%**が再入院又は刑事施設に入所しており、再入院した者のうち半数は**出院後1年以内に再入院**していました。また、更生意欲が認められた「立ち直り群」と、「再入院群」及び「一般青少年」を比較した質問紙調査では、一般青少年群に比べて、立ち直り群・再入院群ともに仕事や学校を続けることについて問題を抱えていると回答した者の割合が高いことが指摘されています。

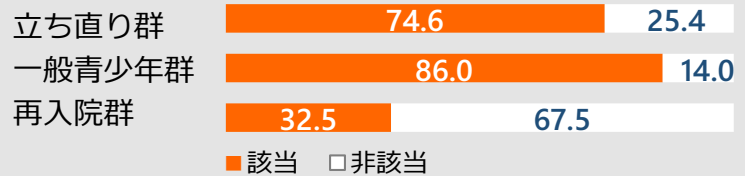


この研究では、立ち直りのためには、出院後間もない時期に集中的な指導監督や支援を行うこと、修学や就労を継続するための支援を行うこと、家族との良好な関係作りを支えることなどが重要であると示唆されているほか、少年院での「自己肯定感を高め、自己統制力を身に付けさせる」という処遇のねらいの正当性と有効性を裏付けているとの考察もあります。この研究報告は法務省ホームページでもご覧いただけます。

### ▶ 仕事・学校を続けることに関する困難がある



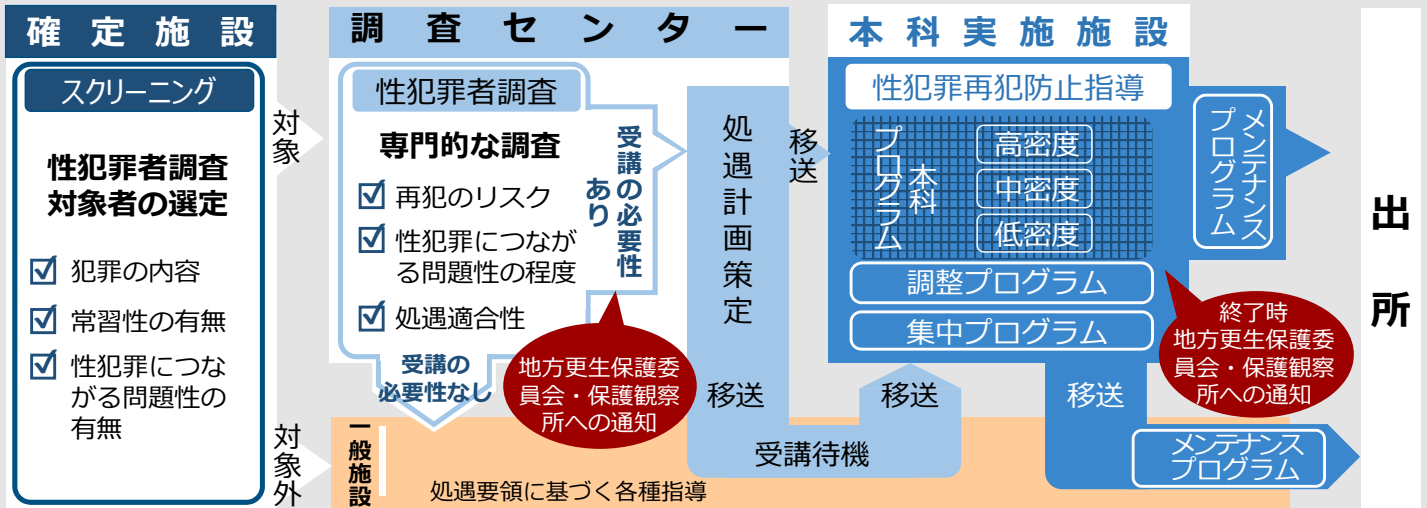
### ▶ 家族と一緒にいることへの肯定的感情がある



(出典：法務総合研究所 研究部報告58)

## ■ 刑事施設における性犯罪再犯防止指導の概要

参照：平成27年版犯罪白書



性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する犯罪であり、国民が身近に不安を感じる犯罪です。

平成29年には、被害者の性別を不問とし、また、被害者の告訴を不要とするなど刑法の改正が行われましたが、現在もその在り方について、様々な検討が行われています。

刑事施設では、平成18年の刑事収容施設法の施行に伴い、性犯罪再犯防止指導が特別改善指導として取り組まれています。これは性犯罪者処遇の先端をいくカナダ矯正局から提供を受けたプログラムに基づき、精

密な性犯罪者調査による受刑者の再犯リスクの判定と認知行動療法をベースとした体系的な指導です。

平成24年度に実施した効果検証の結果、プログラム受講群の方が非受講群よりも再犯率が7.7ポイント低いことが示され、一定の再犯抑止効果が認められました。平成27年度には、刑期が短いことなどにより同指導に必要な期間を確保することができない受刑者に対応した集中プログラムが開始されるなどしており、更なる充実化へ向け、昨年、性犯罪者処遇プログラム検討会が設置され、議論が行われています。

**編集後記** 昨年2月に初号を発行して一年超が過ぎました。様々な場面で地方公共団体の方々と席を共にし、皆様と再犯防止に関して考える機会を得ることができ、感謝しています。「こけこっこー通信」は本号が

最後です。ありがとうございました。次年度からはリニューアルして積極的な情報発信に努めていきます。  
TEL. 048-600-1560  
✉ kouseishien-tokyo@cccs.moj.go.jp